

京都市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月19日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第16号

京都市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則

京都市消防団員の服制に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1中「男子用」を「男性用」に改め、同表1夏服の項中「ねずみ色」を「淡青色」に改め、「（詰め襟式）」を削り、「5個」を「6個」に改め、「ふた付きポケットを付け」の右に「、当該ふたに1条のオレンジ色の線を入れ」を加え、「肩章は、外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側を地質と似た色のボタンで留める。」を削り、「上衣と同様とする。」を「濃紺色の布地」に、「後方のポケットは」を「後方左側のポケットは、ふた付きポケットとし」に改め、同表1夏帽の項中「ねずみ色の布地」を「濃紺色の布地」に、「地質と似た色の革製」を「黒色のビニール製」に、「地質と同様」を「黒色」に、「、ねずみ色」を「、黒色」に改め、同表1付属品の項中

合冬服用バンド	黒色の布地とし、バックルを付ける。 形状及び寸法は、第3図6のとおりとする。
夏服用バンド	ねずみ色の布地とし、バックルを付ける。 形状及び寸法は、合冬服用バンドと同様とする。
作業服用バンド	濃緑色の布地とし、バックルを付ける。 形状及び寸法は、合冬服用バンドと同様とする。

を

合冬服夏服兼用バンド	黒色のナイロン製とし、銀色のバックルを付ける。 形状及び寸法は、第3図6のとおりとする。
作業服用バンド	濃緑色の布地とし、金色のバックルを付ける。 形状及び寸法は、合冬服夏服兼用バンドと同様とする。

に改

め、同表2中「女子用」を「女性用」に改め、同表2作業服、夏用作業服、防寒衣、雨衣、作業用下衣、作業帽、保安帽及び靴の項中「男子用」を「男性用」に改め、同表2付属品の項中

男子用の服制と同様とする。
暗い濃紺色にオレンジ色のしま模様を斜めに入れた布地とする。

を

男性用の服制と同様とする。
暗い濃紺色にオレンジ色のしま模様を斜めに入れた布地とする。

に、

男子用の服制と同様とする。
黒色のナイロン製とし、銀色のバックルを付ける。形状及び寸法は、男子用の合冬服用バンドと同様とする。
男子用の服制と同様とする。

を

男性用の服制と同様とする。
---------------

に改め、同表第

1 図2を次のように改める。

## 2 夏服

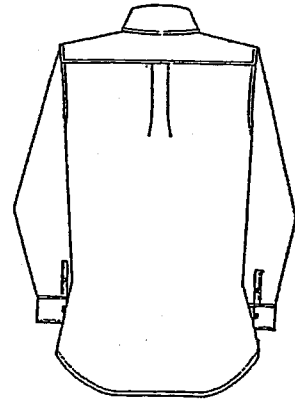
### (1) 上衣制式

(長そで)

前 面



後 面

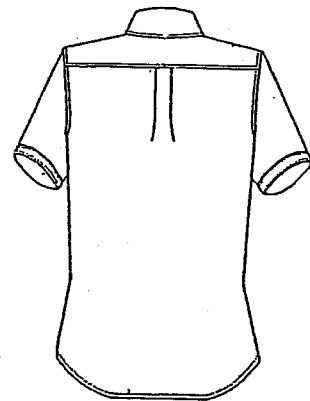


(半そで)

前 面

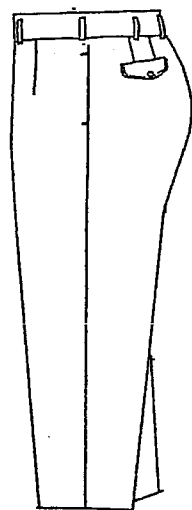


後 面

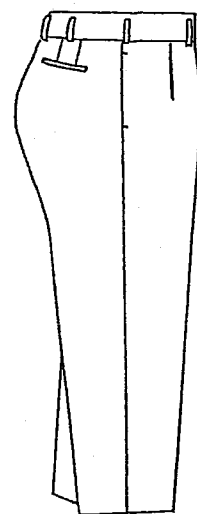


(2) ズボン制式

左側面



右側面



附 則

この規則は、平成17年5月20日から施行する。

(消防局総務部庶務課)